

○多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱

(令和 7 年 3 月 28 日告示第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、多古町総合戦略及び条件不利地域に該当する千葉県内の市町村が千葉県（以下「県」という。）と共に策定した地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 号に規定する地域再生計画に基づき、多古町（以下「町」という。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から町に移住した者に対し、予算の範囲内において多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、多古町補助金等交付規則（昭和 39 年多古町規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県をいう。
- (2) 東京 23 区 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条第 1 項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少率が 10%以上の市町村をいう。
- (4) マッチングサイト 県が地域しごとマッチング事業により運営するインターネットサイト「千葉県地域しごと NAVI」をいう。
- (5) 転入 町に住所を移し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）（以下「住基法」という。）に基づき、町の住民基本台帳に記録された者となることをいう。
- (6) 転出 町から住所を移し、住基法に基づき、町の住民基本台帳に記録されていない者となることをいう。

(交付対象者)

第 3 条 移住支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、単身世帯の者は、第 3 号の要件を満たすことを要しない。

- (1) 別表第 1 に定める移住等に関する要件を満たすこと。
- (2) 別表第 2 に定める就業等に関する要件のいずれかを満たすこと。
- (3) 別表第 3 に定める世帯に関する要件を満たすこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、複数人の世帯の者にあつては100万円、単身世帯の者にあつては60万円とする。

2 前項の場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは100万円を加算する。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

共通	(1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式） (2) 申請者の写真付身分証明書等の写し（本人確認できるもの） (3) 申請者の属する世帯員全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの） (4) 申請者の属する世帯員全員の移住元の住民票の除票の写し（続柄の記載されたもの） (5) 申請者の属する世帯員全員に町税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書又は非課税世帯であった場合には非課税証明書） (6) 移住支援金の振込先口座が分かる書類等の写し
東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合	(1) 被雇用者の場合、東京23区で就業していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類） (2) 法人経営者の場合、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）又は開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） (3) 個人事業主の場合、開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） (4) 東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の高等教育期間をいう。以下、同じ。）に通学し、東京23区内の企業等に就職していた者の場合、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
別表第2 就業に関する要件に該当する場合	就業証明書（別記第3号様式）
別表第2 本事業における関係人口に	申請年度から前1年以内において、町又は町が認める団体が主催した移住イベント等に参加したことを証する書類のほか、次のいずれかの書類

関する要件に該当する場合	(1)「多古町就農マッチングサイト」を通じて就農したことを証する書類 (2) 町で家業（農業・商業・建設業等）を継いだことを証する書類
別表第3 起業に関する要件に該当する場合	千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定通知書の写し
その他	町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第7条 前条の規定より交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、移住支援金の交付に係る事業の状況を把握するために、必要があると認めるときは、交付決定者及びその世帯員の同意を得て、当該交付決定者及びその世帯員の居住の実態を確認することができる。

2 町長は、移住支援金の交付に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するために、必要があるときは、交付決定者に対し、報告又は立入調査を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により、当該交付決定者に通知することができる。ただし、企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- (2) 移住支援金の交付申請をした日から3年未満に町から転出したとき。
- (3) 別表第2に定める就業等に関する要件のうち、就業に関する要件により移住支援金の交付を受けた者で、移住支援金の交付申請をした日から1年以内に移住支援金の交付の要件を満たす職を辞したとき。

(4) 別表第2に定める就業等に関する要件のうち、起業に関する要件により移住支援金の交付を受けた者で、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消されたとき。

(5) 移住支援金の交付申請をした日から3年以上5年以内に町から転出したとき。

2 町長は、前項の規定により移住支援金の交付決定を取り消したときは、次の各号に掲げる場合に応じ、多古町UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金返還請求書（別記第7号様式）により、当該各号に掲げる金額の返還を請求するものとする。

(1) 交付決定者が前項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき 移住支援金の全額

(2) 交付決定者が前項第5号に該当するとき 移住支援金の半額

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

移住等に関する要件

移住元に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区内に在住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。 ※(1)、(2)の場合において、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
移住先に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 令和7年4月1日以降に転入した者であること。 (2) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。 (3) 移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して町に居住する意思を有していること。
その他の	次のいずれにも該当すること。 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

要件	<p>号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する行為 (イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。) をした者 (継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。) でないこと。</p> <p>ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 又は暴力団員を利用する行為</p> <p>イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為</p> <p>ウ 県及び町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約の相手方 (法人その他の団体にあつては、その役員等) が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。</p> <p>(4) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(5) 申請者を含む世帯員のいずれもが過去 10 年以内に移住支援金及び他の地方公共団体における同種の移住支援金等を受けていないこと。</p> <p>(6) その他町が移住支援金の対象として不適切と認めた者でないこと。</p>
----	---

別表第 2 (第 3 条関係)

就業等に関する要件

就業に関する要件	<p>1 一般の場合</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先の求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載されていること。</p> <p>(3) 就業先が就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を努めている法人等でないこと。</p> <p>(4) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(5) 就業先の求人への応募日がマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>(6) 当該就業先において、移住支援金の交付申請した日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。</p>
----------	--

	<p>(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p> <p>2 専門人材の場合</p> <p>県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(3) 当該就業先において、移住支援金の交付申請した日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
本事業における関係人口に関する要件	<p>申請年度から前 1 年以内において、町又は町が認める団体が主催した移住イベント等に参加経験がある者で次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 「多古町就農マッチングサイト」を通して就農した者であること。</p> <p>(2) 事業譲渡契約書等で事業を承継する者であること。</p>
起業に関する要件	<p>移住支援金の申請日までの 1 年以内に、公益財団法人千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けていること。</p>

別表第 3(第 3 条関係)

世帯に関する要件

世帯に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住支援金の交付申請時において同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 申請者を含む 2 人以上の世帯員のいずれもが令和 7 年 4 月 1 日以降に転入した者であること。</p> <p>(4) 申請者を含む 2 人以上の世帯員のいずれもが交付申請時において転入後 1 年以内であること。</p> <p>(5) 申請者を含む 2 人以上の世帯員のいずれもが別表第 1 に定めるその他の要件（(4)を除く。）に該当すること。</p>
18 歳未満の者に関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満であること。</p>

	(2) 本事業における申請者でないこと。 (3) 申請者の配偶者でないこと。
--	---

別記第 1 号様式(第 5 条関係)

多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付申請書
[別紙参照]

第 2 号様式(第 5 条関係)

誓約書兼同意書
[別紙参照]

第 3 号様式(第 5 条関係)

就業証明書
[別紙参照]

第 4 号様式(第 6 条関係)

多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付（不交付）決定通知書
[別紙参照]

第 5 号様式(第 7 条関係)

多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付請求書
[別紙参照]

第 6 号様式(第 9 条関係)

多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付決定取消通知書
[別紙参照]

第 7 号様式(第 9 条関係)

多古町 UIJ ターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金返還請求書
[別紙参照]